

旅客取扱施設利用料に関する約款（国際線）

（目的）

第1条 公益財団法人茨城県開発公社（以下「公社」という。）が管理する百里飛行場（以下「茨城空港」という。）旅客ターミナルビルでは、旅客サービス施設（旅客ターミナルビルの旅客公衆部分及び自動放送表示施設等をいう。以下同じ。）の設置及び管理に要する経費に充てるため、旅客取扱施設利用料（以下「料金」という。）をいただいております。この約款は、この料金の支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

（料金）

第2条 茨城空港から出発されるお客様（以下「旅客」という。）のうち航空券の発券を受けた方には、料金を、航空券が発券される際に航空運賃に上乗せする方法により航空運賃の支払いと同時に航空運送事業者等（以下「航空会社等」という。）を通じてお支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に料金をお支払いいただいていない旅客には、別途航空会社等を通じて、別異の方法により、料金をお支払いいただきます。

2 料金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の額は次に掲げるとおりとします。下記料金の額の適用に際しては、12才以上の者を大人、2才以上12才未満の者を小人とします。ただし、2才未満であっても小人用航空券を使用する者は小人とみなします。

出国旅客（茨城空港の出国審査を受け出発する旅客をいう。）

大人1人当たり 530円

小人1人当たり 260円

（免除）

第3条 航空会社等が、別紙に掲げる条件に適合する旅客について公社に申し出た場合、公社は前条の規定にかかわらず当該旅客の料金を免除します。

（払い戻し）

第4条 料金を支払った旅客が、茨城空港からの出発を取りやめたとき、又は公社が必要と認めた場合の料金の払い戻しは、旅客が使用する予定であった航空券の払い戻し等の手続き時に航空会社等が払い戻す方法その他の方法により行うものとします。

（約款の変更）

第5条 公社は、事前の告知なく、この約款に定める事項等を変更することがあります。かかる変更後に茨城空港を利用する旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附則

- 1 この約款は、平成22年3月11日から施行します。
- 2 この約款は、平成25年12月20日以降、茨城空港を利用する国際線の旅客に適用されます。
- 3 この約款は、令和元年10月1日以降、茨城空港を利用する国際線の旅客に適用されます。

次に掲げる旅客については、料金を免除します。

- (1) 閣議等により国公賓及び国公賓に準じて取扱うことになった外国の賓客（以下「国公賓等」という。）
- (2) 国公賓等の同行者で、代理通関又は機側通関を認められた旅客
- (3) 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）により退去強制を受けた旅客のうち国費で本邦から本邦外の地域に送還されるもの
- (4) 法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空会社等から提出されたもの
- (5) やむを得ない事情のため、茨城空港に不時着した航空機、又は代替飛行場として茨城空港に着陸した航空機の旅客
- (6) 航空交通管制その他行政上の必要から茨城空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (7) 茨城空港からの離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに茨城空港に着陸した航空機の旅客
- (8) 茨城空港において、機体若しくは機器等の故障，急病人の発生，ハイジャック，悪天候，滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち料金を既に支払ったもの
- (9) 前各号のほか、公社が徴収しないものとして特に認めた旅客

旅客取扱施設利用料に関する約款（国内線）

（目的）

第1条 公益財団法人茨城県開発公社（以下「公社」という。）が管理する百里飛行場（以下「茨城空港」という。）旅客ターミナルビルでは、旅客サービス施設（旅客ターミナルビルの旅客公衆部分及び自動放送表示施設等をいう。以下同じ。）の設置及び管理に要する経費に充てるため、旅客取扱施設利用料（以下「料金」という。）をいただいております。この約款は、この料金の支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

（料金）

第2条 茨城空港から国内へ出発及び国内から茨城空港へ到着されるお客様（以下「旅客」という。）のうち航空券の発券を受けた方には、料金を、航空券が発券される際に航空運賃に上乗せする方法により航空運賃の支払いと同時に航空運送事業者等（以下「航空会社等」という。）を通じてお支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に料金をお支払いいただいていない旅客には、別途航空会社等を通じて、別異の方法により、料金をお支払いいただきます。

2 料金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の額は次に掲げるとおりとします。下記料金の額の適用に際しては、12才以上の者を大人、3才以上12才未満の者を小人とします。ただし、12才未満であっても年齢の確認ができない航空券を使用する者は大人とみなし、また、3才未満であっても小人用航空券を使用する者は小人とみなします。

旅客

大人1人当たり 100円

小人1人当たり 50円

（免除）

第3条 航空会社等が、別紙に掲げる条件に適合する旅客について公社に申し出た場合、公社は前条の規定にかかわらず当該旅客の料金を免除します。

（払い戻し）

第4条 料金を支払った旅客が茨城空港の出発及び到着を取りやめたとき、又は公社が必要と認めた場合の料金の払い戻しは、旅客が使用する予定であった航空券の払い戻し等の手続き時に航空会社等が払い戻す方法その他の方法により行うものとします。

（約款の変更）

第5条 公社は、事前の告知なく、この約款に定める事項等を変更することがあります。かかる変更後に茨城空港を利用する旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附則

1 この約款は、平成27年10月25日から施行します。

2 この約款は、平成27年10月25日以降、茨城空港を利用する国内線の旅客に適用されます。

(別紙)

次に掲げる旅客については、料金を免除します。

- (1) 外交上の目的に使用される航空機に搭乗する旅客
- (2) やむを得ない事情のため、茨城空港に不時着した航空機、又は代替飛行場として茨城空港に着陸した航空機の旅客
- (3) 航空交通管制その他行政上の必要から茨城空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (4) 茨城空港からの離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに茨城空港に着陸した航空機の旅客
- (5) 茨城空港において、機体若しくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち料金を既に支払ったもの
- (6) 前各号のほか、公社が徴収しないものとして特に認めた旅客